

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 美幌町法令遵守審査会
開 催 日 時	令和5年9月21日(木) 10時00分 開会 10時18分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎1階 第1会議室
出 席 者 氏 名	【委員】(五十音順) 菅原雅之委員、谷川明弘委員、森一也委員 【町】 平野町長、那須総務部長
欠 席 者 氏 名	—
事務局職員職氏名	後藤総務グループ主査
議 題	1 委員の委嘱 2 会長及び法令遵守相談調査員の選任(委員の互選) 3 条例に基づく制度の概要説明 4 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
会 議 資 料 の 名 称	【資料番号1】 美幌町法令遵守の推進に関する条例について(概要) 【資料番号2】 美幌町法令遵守の推進に関する条例(条文)
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
那須総務部長（司会）	開会の挨拶 本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。これから第1回目の美幌町法令遵守審査会を始めます。 この審査会は、平成27年6月から施行された「美幌町法令遵守の推進に関する条例」に基づいて設置される町長の附属機関です。
那須総務部長（司会）	委員の委嘱 それでは、まず初めに「委員の委嘱」を行います。 平野町長から、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。 なお、委嘱期間は令和5年9月21日から2年間となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、五十音順でお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。
委嘱状の交付	菅原雅之委員、谷川明弘委員、森一也委員 任期：令和5年9月21日～令和7年9月20日
那須総務部長（司会）	町長の挨拶 それではここで、平野町長から委員の皆様にご挨拶をさせていただきますと思います。
平野町長	皆さん改めまして、おはようございます。第1回目の審査会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、この度、審査会の委員を快くお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。 さて、「法令遵守審査会」は、「美幌町法令遵守の推進に関する条例」に基づいて設置されている町長の附属機関でございます。 自治体職員は、法令を遵守し、職務を公平、公正に遂行しなければなりません。残念なことに、全国的、全道的に、職員の不幸事や不適切な職務の事例は、後を絶たないところであります。 住民の皆様との信頼関係をしっかりと結んでいるということは、私たちが法令を守ることだと思いますし、職務を公平、公正にやっているこそだと思います。 職員による事件や事故を発生させないためにも、組織的な対応が必要です。 引き続き、事故や事件が起きないように取り組んでいきたいと思っておりますので、委員の皆様には任期中お世話になりますが、よろしくお願いいたします。 簡単ですが、第1回目の審査会にあたりましての挨拶に代えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
那須総務部長（司会）	町長退席 なお、誠に恐れ入りますが、町長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。
平野町長	すみません、どうぞよろしくお願いいたします。それでは失礼いたします。

那須総務部長（司会）	会長及び相談調査員の互選 それでは続きまして、この審査会の会長を、委員の皆様の互選で選出いただきたいと思います。なお、会長の役割につきましては、この審査会を代表し、この会議の議長として司会をしていただくことになります。 また、法令遵守相談調査員については、公益通報の相談、受付、調査等を行う窓口となります。 それでは選出をお願い致します。
谷川委員	事務局案があればお聞きしたいです。
那須総務部長	事務局としては、前期に引き続き会長は菅原雅之委員を、法令遵守相談調査員は谷川明弘委員にお願いできればと考えております。
那須総務部長（司会）	ただ今、事務局案を提案させていただきました。 会長には、菅原委員、法令遵守相談調査員には谷川委員を選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。 （一同、同意）
那須総務部長（司会）	それでは、引き続き、会長には菅原委員、法令遵守相談調査員には谷川委員が選出されました。 お引き受けくださり、心から感謝申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
那須総務部長（司会）	制度の概要説明 ここで、2年前に会議を開催して以降、審査会の開催が無いので、法令遵守の推進に関する条例に基づく制度の概要説明について、事務局より簡単にご説明させていただきます。
後藤総務グループ主査	それでは、お手元の資料をご覧くださいながら、ご説明いたします。（省略：条例の目的、自治基本条例との関係、審査会の役割、公益通報及び不当要求行為対策の制度手続等について、配布資料に基づき説明）
那須総務部長（司会）	何か質問はありますでしょうか。
菅原委員	町の職員が懲戒処分を受けている報道などを目にしますが、それは、法令遵守審査会とは別に組織している審査会があるのでしょうか。
那須総務部長	美幌町職員懲戒処分等審査委員会で処分を決めております。
菅原委員	法令遵守相談調査員に、公益通報の相談などがあった場合に、この審査会で審査するという理解でよろしいか。
那須総務部長	はい、その通りです。
菅原委員	法令遵守相談調査員の周知方法は、どのように行う予定ですか。
後藤総務グループ主査	町のホームページで周知するなど、法令遵守相談調査員の谷川委員の連絡先がわかるように周知することとしております。

那須総務部長（司会）

その他、質問等ありませんか。

（一同、なし）

閉会の挨拶

那須総務部長（司会）

それでは、以上で第1回美幌町法令遵守審査会を終了いたします。お忙しい中、ありがとうございました。